

次のとおり企画競争に付する。

令和7年1月23日

岩手県立産業技術短期大学校
校長 森 達也

1 企画競争に付する事項

令和7年度岩手県委託訓練事業

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 募集要領の配布開始の日から審査結果の公表の日までの期間に、岩手県が発注する業務について、入札参加停止等の措置を受けている者に該当する者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 岩手県内に本業務を実施するための教育訓練施設を有していること。
- (8) 平成26年度から実施されている職業訓練サービスの質向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成23年策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を修了し、委託契約を締結する日において有効な受講証明書を有する者が常勤職員として在籍していること又はISO29993（公式教育外の学習サービスーサービス要求事項）及びISO21001（教育機関ー教育機関に対するマネジメントシステムー要求事項及び利用の手引き）を取得していること。
- (9) 介護職員初任者研修を含む訓練科は、当該訓練の受講者募集開始前までに、岩手県介護員養成研修事業取扱要綱に定める介護員養成研修事業者の指定を受けていること。

(10) 託児サービスを提供する場合は、次のいずれにも該当すること。

ア 託児サービスの利用対象受講者に対し、訓練期間中及び休憩時間中に、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生労働省令第63号)を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第177号)を満たす保育内容を次のいずれかの方法により提供すること。

(ア) 施設内託児サービス

委託訓練を実施する機関(以下「訓練実施場所」という。)の施設内において、委託先機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。

(イ) 施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、委託先機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。

イ 託児サービス提供機関は、児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設であること。

(ア) 保育所(保育所型認定こども園を含む。)(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。)

(イ) 小規模保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。)

(ウ) 家庭的保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。)

(エ) 幼保連携型認定こども園(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。)

(オ) 認可外保育施設(幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む。)(認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。)

(カ) 一時預かり事業を行う施設(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に規定する基準を満たしているものに限る。)

ウ 託児サービス提供機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること(保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの。)

エ 児童福祉法等の関連法令及び通知並びに岩手県が定める基準等を遵守すること。

3 契約予定人の選定方法

審査委員会で企画提案書の評価を行い、契約予定人として決定するものとする。

4 企画競争に関する書類の配布

(1) 配布期間

令和7年1月23日から令和7年2月5日まで

(2) 配布方法

岩手県の公式ホームページにおいて配布する。

(トップページ > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > コンペ > コンペ参加者募集情報)

5 企画提案書の提出期限

(1) 提出期限

令和7年2月5日(水) 午後5時必着

(2) 提出場所

岩手県立産業技術短期大学校(〒028-3615 紫波郡矢巾町大字南矢幅10-3-1)

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とする。

6 企画提案書の無効

企画競争参加資格を満たさない者及びその他企画競争の参加条件に違反した者の提案書は無効とすること。

7 その他

(1) 企画提案書の提出費用等は提案者が負担すること。

(2) 審査委員会の審査委員は公表しない。

(3) 県が厚生労働省人材開発統括官から当該事業を委託業務として受託できない場合又は令和7年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合にあつては、県はこの公告による手続きについて停止の措置を行うことがあること。